○経済産業省告示第八十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十五年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

表

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売するきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	平成二十五年四月一日から平成二十五年九月三十日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	
三	素材生産業	
四	素材生産サービス業	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	ぎょう灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	耐火粘土鉱業	
十五	ろう石鉱業	
十六	けい石鉱業	
十七	天然けい砂鉱業	
十八	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
十九	ベントナイト鉱業	
二十	けいそう土鉱業	
二十一	滑石鉱業	
二十二	他に分類されない鉱業	
二十三	一般土木建築工事業	
二十四	土木工事業（別掲を除く）	
二十五	造園工事業	
二十六	舗装工事業	
二十七	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
二十八	木造建築工事業	
二十九	建築リフォーム工事業	
三十	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
三十一	型枠大工工事業	
三十二	とび工事業	
三十三	土工・コンクリート工事業	
三十四	特殊コンクリート工事業	
三十五	鉄骨工事業	
三十六	石工工事業	
三十七	れんが工事業	
三十八	タイル工事業	
三十九	コンクリートブロック工事業	
四十	左官工事業	
四十一	金属製屋根工事業	
四十二	板金工事業	
四十三	建築金物工事業	
四十四	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
四十五	道路標示・区画線工事業	
四十六	ガラス工事業	
四十七	金属製建具工事業	
四十八	木製建具工事業	
四十九	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
五十	防水工事業	